

控

甲第 10 号証

平成20年(仮)第3号 検証物提示命令申立事件

(基本事件・平成19年(仮)第1号・米軍ヘリ墜落事故の記録等一部不開示決定処分取消請求控訴事件)

## 決 定

那覇市字栄原3丁目25番25号3階

申 立 人	長 嶺	哲
同代理人弁護士	三 宅	俊
	森 田	司 明
	原 田	育 美

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

相 手 方	国	
同代表者法務大臣	鳩 山	邦 夫
主 文		

- 1 相手方は、別紙1の不開示文書目録記載の各文書並びに別紙2の部分開示文書目録2ないし5記載の各文書のうち、「不開示部分」欄記載の各部分（ただし、同目録5記載の文書については、1ないし3頁の部分に限る。）を当裁判所に提示せよ。
- 2 申立人のその余の申立てを却下する。

## 理 由

- 1 本件の基本事件は、申立人において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づき、外務省の保有する米軍ヘリ墜落事故に関する行政文書の開示を請求したところ、外務大臣が、別紙1の不開示文書目録記載の各文書及び別紙2の部分開示文書目録記載の各文書のうち「不開示部分」欄記載の各部分（以下、これらを総称して「本件不開示文書」という。）につき、同法5条1号、3号又は5号に該当することを理由として平成16年1月24日付で不開示とする決定（以下「本件不開示決定」という。）をしたた

め、申立人がこれを不服として、その取消しを求めた事案であるが、原審が申立人の請求を棄却したため控訴しているものである。

本件は、申立人において、本件不開示文書の検証の申し出をするとともに、本件不開示文書を目的物とする検証物提示命令の申立てをしたものである（以下、上記検証の申し出と検証物提示命令の申立てを総称して「本件検証等の申立て」という。）。なお、当裁判所が、民訴法232条1項、223条3項に基づき、同項所定の監督官庁である外務大臣から聴取した意見は、別紙3のとおりである。

2 ところで、申立人は、本件検証等の申立てをするに当たり、検証の立会権を放棄し、検証調書の作成においても、本件不開示文書の記載内容の詳細が明らかになる方法での検証調書の作成を求める旨陳述している（以下では、これらを総称して「立会権の放棄等」ということがある。）。

(1) 一般に、検証に際して、一方当事者が立会権を放棄することはあり得ることであるが、本件検証等の申立てでは、予め立会権の放棄等をすることが検証等の申立ての大前提であって、そうでなければ、本件検証等の申立てを採用する余地はそもそもないものである。本件不開示文書は、本件不開示決定の対象となつた文書そのものであって、立会権の放棄等がなされないとすると、申立人は、検証に立ち会い、或いはその結果が記載された検証調書を閲覧することで、基本事件の請求の目的を実質的に達することとなり、明らかに不都合な結果となるからである。

(2) このような立会権の放棄等を前提とした本件検証等の申立てでは、実質的にはいわゆるインカメラ審理を意図したものにほかならないところ、相手方は、インカメラ審理は情報公開法においては採用を見送られているのであり、許されない旨主張する。そして、情報公開法にはこの点に関する明文の規定が設けられていないこと、それは同法がインカメラ審理の採用を見送ったことを意味すると解されていることは相手方の指摘するとおりである。しかしながら、だからといって、同法がインカメラ審理又はこれと同等の効果を持つことになる審

理方法を全く許容しない趣旨であると即断するのは相当でない。同法制定時の附則3項においては、「政府は、この法律の施行後4年を目途として、この法律の施行の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされていたものであり、この点に関する専門的な検討を行うことを目的として開催された情報公開法の制度運営に関する検討会の報告書（乙31）の中でも、インカーメラ審理の導入につき、「理論的実務的な今後の蓄積を踏まえつつ、引き続き検討する必要がある課題である。」と記されているのであって、情報公開法においてインカーメラ審理の導入が見送られたのは、未だ一般的な制度としてこれを採用するまでには議論が熟しておらず、今後の理論的な研究の成果や実務の動向等を踏まえ、一般的な制度化の是非を検討することとされたに過ぎず、個々の訴訟事件の中で必要に応じてこれを採用することを一律に否定するものではないと解する余地はある。

(3) そこで、根本に立ち返ってこの点を検討するに、行政文書の開示・不開示に関する最終的な判断権は裁判所に委ねられているところ、その点の判断を裁判所に求める当事者としては、せめて裁判所には当該文書を直接見分した上で判断してもらいたいと考えるのは無理からぬことであるし、当然のことながら、裁判所としても、これを直接見分せずに適正な判断が不可能ないし著しく困難であると考える場合もあるものと思われる。このように、行政文書の開示・不開示に関する両当事者の主張を公正かつ中立的な立場で検討し、その是非を判断しなければならない裁判所が、その職責を全うするためには、当該文書を直接見分することが不可欠であると考えた場合にまで、実質的なインカーメラ審理を否定するいわれはない。もとより、裁判所としても、情報公開法がインカーメラ審理に対して上記のような態度をとっているということに十分留意すべきであって、インカーメラ審理の採否を決するについては慎重に臨まなければならぬが、かといって、当該文書を所持する国又は公共団体等の任意の協力が得

られない以上、およそ裁判所がこれを直接見分する術はないというのでは、裁判所は、事実上、一方当事者である国又は公共団体、あるいはその諮問機関である情報公開・個人情報審査会（以下「審査会」という。）等の意見のみに依拠してその是非を判断せざるを得ないということにもなりかねず、これでは、行政文書の開示・不開示に関する最終的な判断権を裁判所に委ねた制度趣旨にもとること甚だしいものがある。また、同法5条3号は、行政機関の長に同号の要件該当性につき比較的広範な裁量権を付与しているものと解されるが、このことが上記判断を左右するということにはならない。

3 上記のような観点から、まず、立会権の放棄等を前提とする検証の申立ての採否につき検討する。

(1) まず、他に有効・適切な代替手段がないかどうかを検討する。

ア 申立人は、いきなり本件申立をしていたわけではなく、当初は、いわゆるウォーンインデックスの方法による審理を行うべきことを提唱していたものであるが、原審の採用するところとはならなかった。

そこで、当審においては、その具体的な内容等について検討が加えられた結果、本件不開示文書のうち、文書の体裁及び文書の中身を推測させる文言のみを明らかにした書類を被控訴人において作成し、これを裁判所にのみ開示することが検討された（当審第4回口頭弁論調書参照）が、結局、被控訴人の受け入れるところとはならなかった。

イ これとは別に、行政事件訴訟法23条の2第1項に基づき、審査会等に対し、審査会における審査手続に関する資料等の提出を求める旨の釈明処分の申し出がなされた。

審査会においては本件不開示文書についてインカメラ審理を経ていることが明らかであるところ、当該審理に関する資料が「調書」のようなものとして作成されており、それを当裁判所が入手することができるならば、当裁判所自らインカメラ審理を行う必要はなくなることも考えられるから（宇賀克

也「新・情報公開法の逐条解説（第3版）」146頁参照），これは検討に値する提案ではないかと思われた。

しかし、被控訴人から、然るべき調査を踏まえた上で、① 諸問書及び理由説明書（乙33、34）；② 審査会の答申書（甲5）以外には上記釈明処分の対象となる文書は存しない旨の報告がなされたため（乙35の1・2），結局、このような方法による審理も見送られた。

ウ 以上によれば、インカメラ審理に代わり得る有効適切な手段は見当たらぬいものというほかない。

(2) 次に、当裁判所が本件不開示文書を直接見分することが真に必要不可欠であるかどうか、すなわち、これを直接見分しなければ本件不開示決定の当否を適正に判断することができないかどうかについて検討を加える。

ア 本件不開示文書のうち、情報公開法5条3号に該当することを理由に不開示とされた文書については、当該判断は多分に評価的要素を含むものであるから、判断権者によって評価・判断が分かれ得るものであるが、かかる評価・判断の当否については最終的な判断権者である裁判所が判断すべきものというほかなく、かつ、その判断を適正に行うためには、当該不開示文書の微妙なニュアンスまで酌み取れるように、細部にまでわたってその内容を正確に把握する必要性が極めて高いといわなければならぬ。

また、この点を上記(1)イ②の答申書について見ても、その性質上やむを得ない面があるとはいいうものの、同記載の認定をするに至った判断過程を十分に明らかにするものとは到底言い難く、例えば、いずれも「日本側と米国側との間での生々しいやり取りの内容等」が記載されていることが認定されているにとどまり、このような認定を根拠として不開示を相当とする意見が述べられているに過ぎない。

そうであれば、当該不開示文書を直接見分するに如くはないものというべきである。

イ そして、上記アの理は、同法5条5号の要件該当性が理由とされる不開示文書についてもそのまま当てはまるものといつてよい。

ウ これに対し、本件不開示文書のうち、情報公開法5条1号に該当することを理由に当該部分のみが不開示とされたものについては、不開示部分の体裁、当該部分が記載された文書の他の記載内容及び前後の文脈等から、外務省担当者の個人識別情報が記載されていることが十分に窺われるところである。そして、相手方は、外務省職員の氏名のうち、行政職俸給表(一)における職務の級が6級未満の職員の氏名については公表慣行があるとはいえないから、上記不開示部分は情報公開法5条1号ただし書イの要件に該当しない旨主張している。

もちろん、厳密には、上記主張の前提となるべき事実（不開示部分に記載されている当該外務省職員が行政職俸給表(一)における職務の級が6級未満の職員であること）を当裁判所が確認するために同不開示部分を見分するという必要がないわけではない。

しかしながら、この点の要件該当性に関する判断には、評価的要素は一切含まれておらず、その判断基準は一義的に明確である（したがって、ケアレスミスでもない限り、この点の判断に誤りがあるということは通常考え難い。）から、裁判所において、この点の照合を直に行うことが必要不可欠とまではいえない。

エ 以上によれば、情報公開法5条3号及び5号に該当することを理由に不開示とされた文書については、当裁判所が直接これを見分する必要があるが、他方、同条1号該当性を理由に不開示とされた部分についてはそこまでする必要があるとは認め難いものというべきである。

(3) 以上のとおり、情報公開法5条1号に該当することを理由に不開示とされた部分については、インカメラ審理までして当裁判所が直接これを見分する必要はないから、本件検証等の申立てのうち同不開示部分に関するものは、その

余の点について検討するまでもなく、これを却下すべきである。

これに対し、同条3号及び5号に該当することを理由に不開示とされた文書については、他に有効・適切な代替手段とてない以上、実質的なインカメラ審理の採用が検討されてしかるべきであり、同法にこの点の規定がないとか、同審理方式の採用が見送られているとかの理由でこれを否定するのは決して相当なことではない。なお、検証等の証拠調べにおける当事者の立会権の保障は、裁判所の公正かつ中立的な判断を担保するために極めて重要な意義を有するものであるが、インカメラ審理において立会権等の保障がないことを理由として、それを採用することができないなどというのは本末転倒である。

そうすると、上記不開示文書（以下においては、これをも便宜「本件不開示文書」という。）については、検証物提示命令の要件を満たす限りは、検証申立てを採用すべきことになる。

#### 4 そこで、次に、本件検証物提示命令の申立ての当否について検討する。

(1) 本件不開示文書は、民事訴訟法232条1項が準用する同法223条3項に規定する「公務員の職務上の秘密に関する文書」に該当するというべきであるから、監督官庁である外務大臣に対する同項所定の求意見が手続上必要であるが、外務大臣は、当裁判所の求意見に対し、本件検証等の申立ては、(イ) 検証の名を借りた書証の申し出及び文書提出命令の申立てにはかならないこと、(ア) 情報公開法に規定のないインカメラ審理の実施を求めるものであることの2点において不適法であるから、本件不開示文書が同法220条4号ロに掲げる文書に該当するか否かについて回答することはできない旨回答している（別紙3）。

しかしながら、(ア)については、本件では、本件不開示文書の記載内容のみが問題となり、文書の内容に関する実質的な証拠力（信用性）は問題とならない点において、裁判官が五官の作用により事物の形状、性質を検査して得られた結果を証拠資料とする証拠調べである検証になじみやすいものであるといえる。

反対に、これを書証として取り調べた場合には、当事者に対する閲覧等を禁止する旨の根拠規定に欠けるなどの不都合が生ずることからすれば、申立人が証拠調べの方法として検証を選択したのはむしろ相当である。すなわち、仮に本件検証等の申立てが本来は書証の申し出及び文書提出命令の申立てによりなされるべきものであるとしても、本件については、検証の手続を利用して証拠調べを行うことが可能であり、かつ、相当であるというべきである。

そうであれば、いずれにしても、このような証拠調べ方法の差異によって、本件申立てを違法視すべきではない。

また、(イ)の意見が採用できないことは既にみてきたとおりである。

(2) 以上のとおり、外務大臣の上記意見はいずれも採用できないものであるから、本来であれば、民事訴訟法223条に規定する求意見に対する直接の回答を求めるべきであるが、本件不開示文書は、情報公開法5条各号のいずれかに該当することを理由として不開示とされ、本件訴訟においても申立人の請求を争っているのであるから、外務大臣において、本件不開示文書が民事訴訟法220条4号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を有していることは明らかである。

また、本件不開示文書のうち、別紙部分開示目録1、5ないし7記載の各文書（ただし、同目録5記載の文書については、4頁のみ）を除くものについては、情報公開法5条3号に該当することを理由として不開示とされたのであるから、これらの文書については、さらに民事訴訟法223条4項1号に該当するとの意見を有しているものと解されるところである。

そこで、外務大臣の意見が上記のようなものであるとの理解の下に、さらに検討を進めるに、情報公開法5条3号に該当することを理由として不開示とされた文書についても、既にみてきたとおり、申立人が立会権を放棄する形式で検証を行い、検証調書の作成においても同号所定の点につき十分な配慮をすることが可能であって、このような方法によれば、同号所定の危険性が顕在化することは考えられないであるから、外務大臣の上記意見につき同項所定の

「相当な理由」があると認めるには足りないというべきである。

5 本件検証等の申立てに対する相手方のその余の意見について

(1) 相手方は、裁判の公開（憲法82条）を基本とする我が国の法秩序は、特段の立法的手当がされない限り、当然にインカーメラ審理を許容するものではなく、インカーメラ審理が許容されない根拠が憲法82条にあることからすれば、情報公開法のみならず、行政事件訴訟法及び民事訴訟法においても、情報公開訴訟においてインカーメラ審理を行うことは想定されていないと主張する。

しかしながら、本件の検証を採用した場合にも、その証拠調べ 자체は公開の法廷において行なうことが当然に予定されているのである（なお、申立人も、当該証拠調べが行われる弁論期日に出席することは当然に可能である。）、ただ、申立人及び傍聴人が本件不開示文書の内容を確認することができないというに過ぎないから、上記制限をもって、裁判の公開に抵触するものとは解されない（現に、民事訴訟法92条によれば、書証等の証拠調べにおいても、傍聴人が書証等の内容を確認できない場合は当然に予定されているといえる。また、上記の意味におけるインカーメラ審理が憲法82条に抵触するというのであれば、情報公開法等における明文の根拠規定の有無にかかわらず、このような審理を行うことは許されないことになるはずであるが、憲法82条がそこまでのことを規定しているものとは解されない。）。

(2) さらに、相手方は、抗告訴訟における検証物提示命令の申立ては、目的物を所持する行政庁を相手方としてなすべきものであつて、相手方を誤った申立てであると主張するが、抗告訴訟の被告適格が国又は公共団体にあるとされていること（行政事件訴訟法11条1項）からすれば、検証物提示命令の相手方についても国又は公共団体になると解するのが相当である。相手方主張の見解によると、行政庁が検証物提示命令に応じない場合の効果（民事訴訟法224条）について疑義が生ずる点で相当でない。

6 以上によれば、本件検証物提示命令の申立てのうち、別紙1の不開示文書目録

記載の各文書並びに別紙2の部分開示文書目録2ないし4及び5記載の各文書のうち、「不開示部分」欄記載の各部分（ただし、同目録5記載の文書については、1ないし3頁の部分に限る。）の提示を求めるものは、いずれも理由があるから、これを採用することとし、その余の申立ては理由がないから、これを却下することとして、主文のとおり決定する。

平成20年5月12日

福岡高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 西 理

裁判官 鈴木 博

裁判官 堂 薫 幹一郎

(別紙1)

## 不開示文書目録

- 1 普天間飛行場付近での米軍ヘリ墜落
- 2 宜野湾市における海兵隊ヘリCH53D機の墜落（本使のブラックマン四軍調整官への申し入れ）
- 3 宜野湾市における海兵隊ヘリCH53D機の墜落（海者原北米局長とマハラク在京米国臨時大使との会談）
- 4 宜野湾市における海兵隊ヘリCH53D機の墜落
- 5 宜野湾市における海兵隊ヘリCH53D機の墜落（荒井政務官とブラックマン四軍調整官の会談）
- 6 宜野湾市における海兵隊ヘリCH53D機の墜落（本使よりフロック四軍調整官代理への申し入れ）
- 7 事故分科委員会メモ
- 8 事故分科委員会第1回会合（当省対処方針）
- 9 沖縄における米軍ヘリ墜落事故（日米合同委員会事故分科委員会第1回会合の概要）
10. 8月13日の米軍ヘリ墜落事故に関してアメリカ政府との協議及び連絡の内容のわかる文書とその際の資料7件

(別紙2)

## 部分開示文書目録

	文書名	不開示部分
1	海兵隊ヘリの墜落（貼りだし）	最下行の「外務省沖縄事務所」の後から「事務官」の前まで
2	宜野湾市における海兵隊ヘリCH53D機の墜落（ブラックマン四軍調整官からの連絡）	「(15日17時頃在沖米軍発出のプレスリリース)」と題する頁を除く2頁
3	普天間飛行場におけるヘリ運用再開（米側公表について）	「1. 概要」「(3)」の「ベルに戻すこととなった。」の後から「(了)」の前まで
4	普天間飛行場付近での米海兵隊ヘリ墜落事故（概要）	「4. ヘリコプターの運用再開について ((1), (2)「秘1」)」の後から「(3) 上記(2)のやりとりを受け、米側はヘリの運用を再開せず」の前まで
5	宜野湾市における海兵隊ヘリCH53D機の墜落（CH53D機飛行再開に対する本使のブラックマン四軍調整官への抗議、稻嶺知事と伊波宜野湾市長への連絡）	1ないし3頁及び4頁最下行の「外務省沖縄事務所」の後から「事務官」の前まで
6	米海兵隊CH-53Dヘリ墜落事故発生直後の経緯	本文第6段落の「乗組員二人が負傷。沖縄事務所より」の後から「事務官」の前まで
7	沖縄における米軍ヘリ墜落事故（日米合同委員会事故分科委員会の開催）（記者ブリーフ記録）	「起案者」欄内

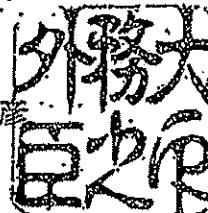
(別紙3)

北米地第3530号

平成20年3月19日

福岡高等裁判所第3民事部  
裁判長裁判官 西 理 殿

外務大臣 高村正彦



## 求意見書に対する回答について

事件番号平成19年(行コ)第1号、米軍ヘリ墜落事故の記録等一部不開示決定処分取消請求控訴事件に係る平成20年3月7日付けの求意見書に関し、次のとおり回答します。

控訴人による本件検証物の提出命令申出（上記求意見書別紙）及びこれを前提とする検証申出（以下「本件検証等申出」と記載します。）の趣旨は、上記事件に関する被控訴人の平成20年2月8日付けの検証等の申出に対する意見書第3に記されているとおり、検証の名を借りた書証の申出及び文書提出命令の申立てにほかならず、また、情報公開法には規定されていない証拠調べとしてのインカムラ審理を実施することにはなりません。

したがって、本件検証等申出が不適法なものであることは明らかであり、このような不適法かつ法的根拠のない申出に基づく求意見には回答することはできず、本件検証等申出を速やかに却下するよう求めます。

これは正本である。

平成20年5月13日

福岡高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 茂方順

